

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組

【目標】①
「農地・農業用水等の保
全管理に係る集落等の
地域が主体となった地域
共同活動への延べ参加
者数」の増加

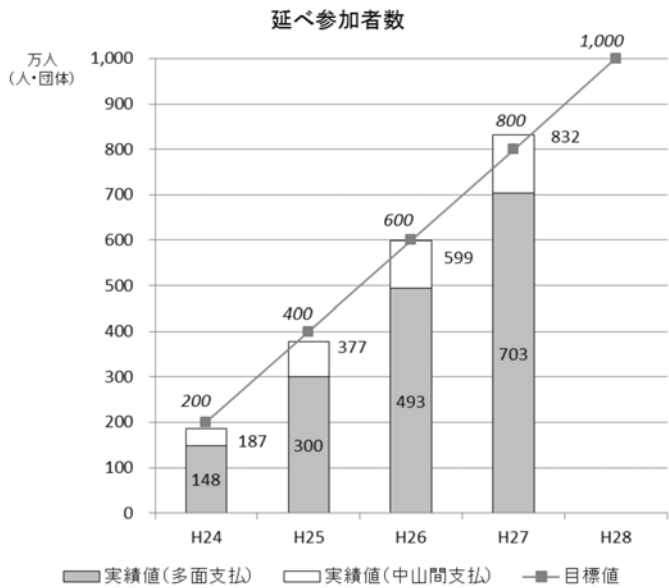
(ア) 農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画(平成24年3月30日決定)において、多様な主体の参加により、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業用水等の適切な保全管理を推進することとしており、「農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数」については、平成24～28年度において延べ1,000万人・団体以上とする目標値を設定した。各年度毎の目標値は、平成23年度までの実績値を踏まえ、200万人・団体を目標値として設定した。



(「多面的機能支払交付金 実施状況報告書」等を基に農村振興局が作成)

【把握の方法】

多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上 150%以下、Bランク: 50%以上 90%未満、C

	ランク: 50%未満 【参考資料】
【目標】② 中山間地域等の農用地面積の減少を防止	(ア) 中山間地域等の農用地面積(対策期間(H27～H31))において、中山間地域等の農用地面積の減少(8.0万ha)を防止) 【測定指標の選定理由】 高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等における耕作放棄地の増加等が懸念される中、継続的な農業生産活動等の実施により農用地面積の減少を防止することが、中山間地域等の有する多面的機能の確保に繋がることから、「中山間地域等の農用地面積の減少を防止」を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 本制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率(平成17年及び平成22年の耕地面積の比較)が11.6%であることから、これを取組面積に乗じて得た数値を本制度が実施されなければ発生し得る農用地面積の減少とみなし、平成31年度までの5年間ににおける中山間地域等の農用地面積の減少防止8.0万haを目標値として設定した。 なお、本目標値は5年間の目標値ではあるが、これを5年間で段階的に達成するものではなく、毎年度の取組面積の維持が結果的に8.0万haに繋がることから、毎年度の目標値も同様の値を設定することとした。 (計算式) $68.7\text{万ha}(\text{H26実績}) \times 11.6(\%) = 8.0\text{万ha}$ 【把握の方法】 ① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ③ ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。 【達成度合の判定方法】 達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満 【参考資料】
施策(2) 集約とネットワーク化による集落機能の維持等	
【目標】① 農村部における人口の社会減の抑制	(ア) 平地農業地域の人口の社会減(平成32年度までに減少率の5%抑制) (イ) 中山間農業地域の人口の社会減(平成32年度までに減少率の5%抑制)

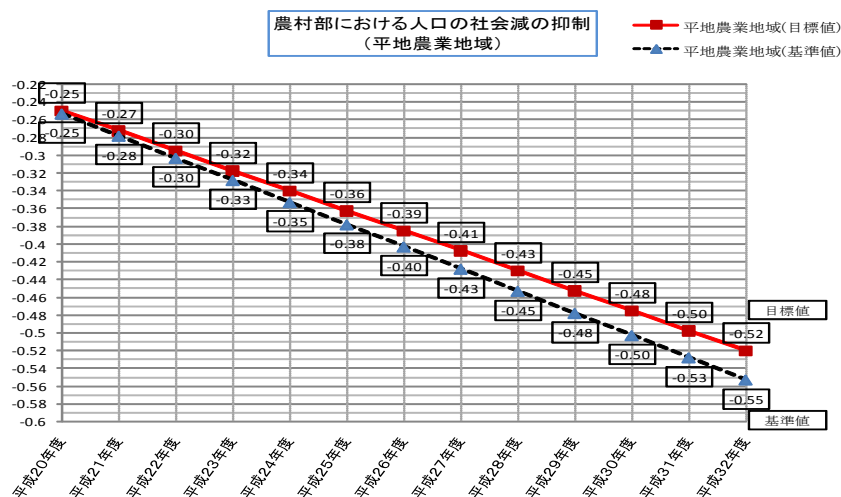
【測定指標の選定理由】

農村コミュニティの維持・再生には、定住人口の維持がかかせないことから、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」を指標として設定した。

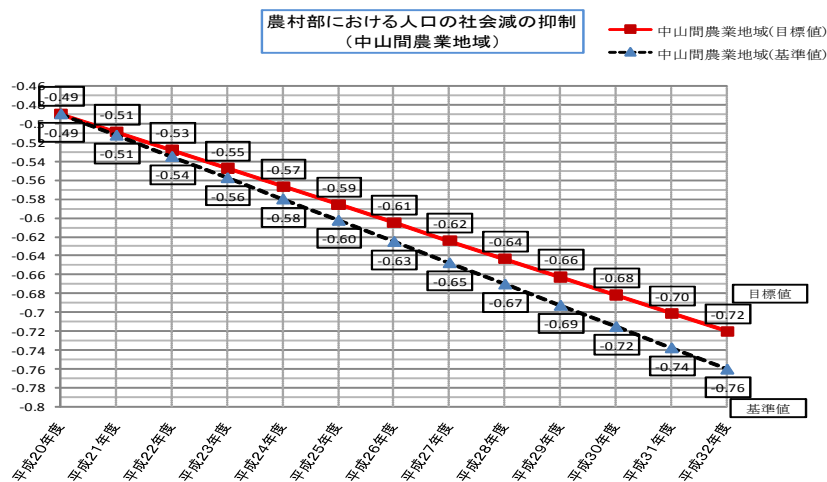
【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

農村部における人口の社会減の実績値より平成32年度の推測値を予測し、政策効果を加味して推測値より5%抑制した数値を目標値として設定した。

なお、各年度については、目標を達成するために、毎年度一定割合で農村部における人口の社会減を抑制していくこととした。



(総務省の「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に農村振興局が作成)



【把握の方法】

総務省より公表される「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会増減率の実績値を把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値－当該年度基準値)／(当該年度目標値－当該年度基準

	準値)× 100 A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満 【参考資料】
【目標】② 農業集落排水事業(注4)による農業集落排水処理人口普及率の増加	(ア) 農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率 【測定指標の選定理由】 「市町村の意向を踏まえ都道府県がとりまとめた整備構想(都道府県構想)」を踏まえ農業集落排水事業による農村地域における農業集落排水処理の普及率を、土地改良長期計画の計画期間である平成28年度までにおいて、小都市並の生活排水処理の普及率まで段階的に引き上げるため、「農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率」を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農業集落排水事業は平成21年から31年までの10年間で、21年時点の中小都市の普及率(8割程度)まで引き上げること为目标とし、その過程として、土地改良長期計画の計画期間である28年度までにおいて、段階的に目指すものとし、28年度の農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率を76%(約4百万人に相当)とする目標値を設定した。 なお、各年度においては、整備状況等を踏まえ、農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率を増加させることとした。 【把握の方法】 農業集落排水施設を設置している市町村を通じて、集落排水施設の供用状況を調査により把握(国土交通省、環境省、農林水産省3省共同の汚水処理普及状況調)。 【達成度合の判定方法】 達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満 【参考資料】

施策(3) 鳥獣被害対策の推進

【目標】① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(ア) 鳥獣被害対策実施隊(注5)の設置市町村数 【測定指標の選定理由】 近年の鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、また、被害防止計画の策定が一定程度進んでいる状況を踏まえ、捕獲・追い払い、侵入防止柵の設置、放任果樹等の除去などによる生息環境管理などの地域ぐるみの総合的な被害対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置をさらに促進する必要がある。 このことから政策の測定指標として、鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村数を目標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
------------------------------------	---

	基準値は、平成 24 年度に特措法の改正により実施隊を重点的に支援することとしたことを踏まえ、平成 24 年 4 月末時点の設置市町村数418とし、目標値は、このおよそ 2 倍に相当する 1,000 市町村とする。 【把握の方法】 都道府県を通じた聞き取り調査により把握。 【達成度合の判定方法】 達成度合(%) = (当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満 【参考資料】
--	---

2. 用語解説

注 1 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注 2 社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効率的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注 3 農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注4 農業集落排水事業	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿等を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する事業。
注5 鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止柵を適切に実施することができるとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。